

令和 7 年 1 1 月 1 8 日

職 員 各 位

瑞穂市長 森 和 之

令和 8 年度予算編成方針について（訓示）

新年度予算編成に当たり、私からの訓示を申し述べます。

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2 0 2 5」において、「我が国の経済は、緩やかに回復している一方で、米国の関税措置等の影響、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響に伴う下振れには、注意する必要がある。引き続き、経済・物価動向に応じた機動的な政策対応を行っていく。当面のリスクへの備え・対応に万全を期すほか、賃上げ支援の施策を総動員するとともに、日本経済全国津々浦々の成長力を強化することによって、成長型経済への移行を確実にすることを目指す。」としています。

また、「地方創生 2 . 0 の推進、物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着、官民連携による投資の拡大、防災・減災・国土強靱化、防衛力の抜本的強化を始めとする我が国を取り巻く外交・安全保障環境の変化への対応、外的環境の変化に強い経済構造の構築、少子化対策・こども政策の着実な実施など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずることによって、メリハリの効いた予算編成とする。」と示されました。

本市においても依然として物価高騰禍にあり、市民生活及び市内経済に大きな影響を及ぼしております。国の今後の動向も注視しつつ、経済活動を支える対策も引き続き必要となっています。

歳入については、令和 7 年度決算見込みと比較すると、人口が微増傾

向であることや、経済活動の回復等により市税収入は一定の伸びを期待できるものの、米国の通商政策の影響が懸念される等、経済情勢は不確実性が高いことから、一般財源総額の大幅な増加を見込むことは困難であり、限られた財源をより有効的に活用することが求められています。

一方で、歳出では引き続き、物価高騰等への対応が求められている中で、民間企業の高水準の賃上げの影響による人件費の増、子ども・子育て支援の拡充や高齢化の進展に伴う扶助費などの社会保障関係経費や公共施設・インフラにおける老朽化対策などの費用負担は年々増大しており大変厳しい状況が見込まれます。

このような厳しい財政状況のもと、令和8年度からは「第3次総合計画」がスタートします。市の将来像である「こどもが輝き 誰もが笑顔あふれる 安心して住みよい都市^{まち}〜ウェルビーイングに満ちあふれたコミュニティの創造〜」を踏まえ、第3次総合計画の基本方針に基づき様々な政策を推進していきます。なかでも、「こども」「住みやすさ」「ウェルビーイング」に着目し、子育て支援や少子化対策、災害に強いまちづくり、都市拠点を核とした基盤整備、市民の幸せな暮らしを実現するための取組を積極的に進めていきます。

また、10年先を見据え、SDGsの視点にたって魅力ある都市づくりを推進していかなければなりません。

令和8年度においては、直面する課題に柔軟に対応するとともに、収支不足の解消と将来を見据えた規律ある財政運営を堅持していきます。そのために、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」をはじめ、国・県の補助金・負担金等を十分に活用し、さらにはクラウドファンディングなど新たな資金調達手法の積極的な導入により、一層の歳入確保を図っ

ていきます。

あわせて、最少の経費で最大の効果を挙げるため、歳出の重点化や効果の高い事業への再構築を進め、メリハリのある予算編成に努めてまいります。

これまで以上に、職員一人ひとりが市民ニーズを的確に捉え社会の変化に対応した事業の必要性和優先順位を強く意識して、各部局において配分された予算枠の中で事業の精査を行い、通年予算で臨んでください。こうした観点を念頭に職員が一丸となって「オールみずほ」で、瑞穂市をさらに良くするという強い意志を持ってそれぞれの事業を推進することを指示します。

令和7年11月18日

部（局）長 各位

総務部長

令和8年度予算編成方針について（通知）

瑞穂市予算事務規則第4条の規定により、令和8年度当初予算を次の方針により編成することとしたので通知する。

なお、本通知の趣旨を速やかに貴部局の関係所属課長に連絡し、適切な予算見積りが行われるよう依頼する。

1 市の財政状況

令和7年度一般会計当初予算額は、243億5,000万円となり、この金額は骨格予算を除き7年連続で過去最大規模となっている。

歳入面では、市税や地方交付税等の増加を見込んでいるが、依然として財源確保のために基金の取崩しを行う状況が続いている。

歳出面では、福祉や医療などの扶助費や人件費などの義務的経費の増加が続く中、老朽化する公共施設の維持管理経費や今後本格化する下水道事業、JR穂積駅周辺整備事業、新庁舎建設事業の投資的経費も増加が見込まれる。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率については、令和5年度の88.0%から0.3ポイント改善して、令和6年度は87.7%となった。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく実質公債費比率や将来負担比率などの健全化判断比率は、いずれも国が定める早期健全化基準を大きく下回り健全な状態にあるといえるが、上述の大型事業の本格化による数値の悪化は避けられない。

2 予算編成の基本方針

今後の財政状況の見通しについては決して楽観視できるものではない。

持続可能な行財政運営とするため、限られた予算で最大の効果が得られるよう、真に必要な事業に対して重点的かつ効果的に財源を配分することを基本とする。

① 瑞穂市第3次総合計画

瑞穂市第3次総合計画は、計画の初年度となるため市の将来像である「こどもが輝き 誰もが笑顔あふれる 安心して住みよい^{まち}都市～ウェルビーイングに満ちあふれたコミュニティの創造～」を踏まえ、あらたな基本方針に基づいたまちづくりを実現するために必要な予算を編成し、計画的に事業をすすめられるようにする。

②一般財源ベースの「枠配分方式」による編成

昨年度に引き続き、事業ヒアリングの結果を踏まえて、枠配分方式により一般財源を部局ごとに配分する。事業の必要性と優先順位を見極めて重点化を図り、各部局にて配分内で主体的に調整し、通年予算ベースでの予算原案を作成すること。

③スクラップ&ビルドの徹底

各事業を再点検して費用対効果を見極め、効果の薄い事業については見直しを行い、安易に継続しないこと。

新規・拡充事業を実施する場合は、原則として既存事業の廃止や見直し、新たな財源の確保を図ること。

④SDG s の推進

SDG s の推進に努め、既存事業も含めて各事業のSDG s における位置づけを意識すること。